

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、北海道(以下「甲」という。)と社団法人北海道歯科医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導
- (4) 検死、検案に際しての法医学上の協力

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(市町村及び郡市区歯科医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年4月14日

甲 北海道 北海道知事
乙 社団法人北海道歯科医師会 会長